

# 疑似症サーベイランスの ガイダンス（第二版） 解説資料

国立感染症研究所  
感染症疫学センター

# 1. 疑似症サーベイランスの 定義と届出基準

# 定義

## 施行規則第6条第2項（抄）

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（以下「疑似症」という。）は、**発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができない**と判断したものの

## 定義の補足説明①「感染症を疑わせるような症状」

- 感染症を否定できない初期症状で急性の経過を示す
- 感染症を疑う所見がある
- 曝露歴（海外渡航歴や動物・節足動物との接触等）

⇒主治医が総合的に勘案する

# 定義の補足説明②「集中治療その他これに準ずるものが必要」の指標の例

## 重症度を示す指標

- SOFA、又は、qSOFAが一定の基準を満たす
- 意識障害（GCS < 8）が24時間以上遷延する

## 実施された医療行為の内容

- 気管内挿管による呼吸管理を要する
- DIC治療を要する
- 循環作動薬による循環管理を要する
- 腎代替療法（透析）を要する
- 集中治療室管理を要する

→各疑似症定点における医療・看護に係る情報管理手法に合わせたものを選択できることとする

## 定義の補足説明③「直ちに特定の感染症と診断することができない」

- 通常の迅速診断キットや細菌培養にて起因病原体が同定できない
- 検査を受託する外部機関において検査を実施しているが、原因となる病原体等（毒素も含む）が特定できない（見込まれる場合を含む）
- 既知の病原体が検出された場合でも、既知の疫学情報あるいは病態に合致しない

注：誤嚥など当該病態に至る明らかな背景因子が想定される場合は、届出対象に含めない

# 届出基準

定義を満たしていること。ただし、以下の2つに該当する場合は、届出の対象とならない。

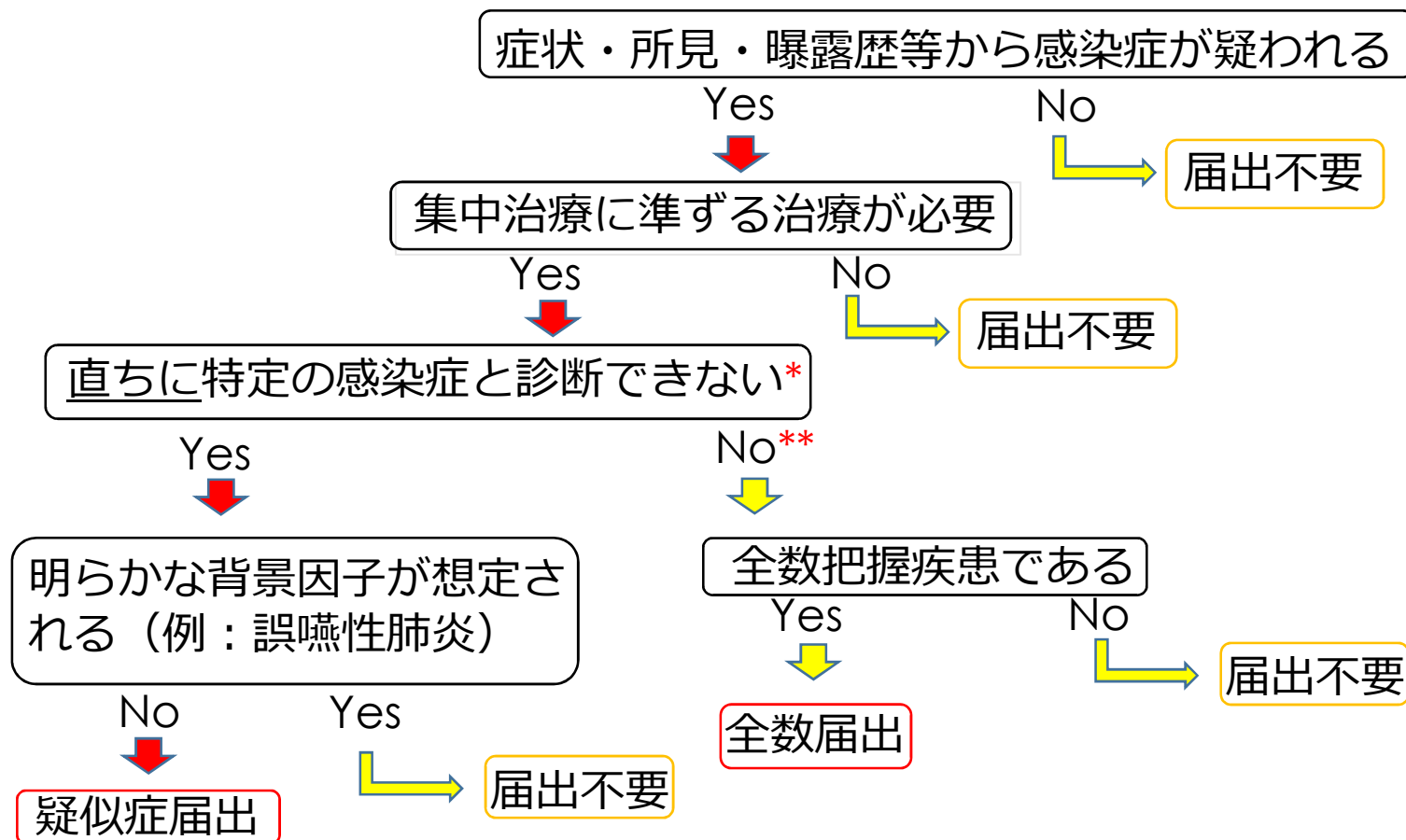
- 当該症状が2～5類感染症の患者の症状であることが明らかである場合（注：当該感染症の届出基準に基づき届出を行う）
- 感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかである場合（法の報告対象外の細菌やウイルス感染症など）

## 2. 届出のステップ

疑似症サーベイランスの運用ガイダンス（第二版）より



# ステップ1：疑似症定点からの第一報まで（疑似症定点医療機関内のプロセス）

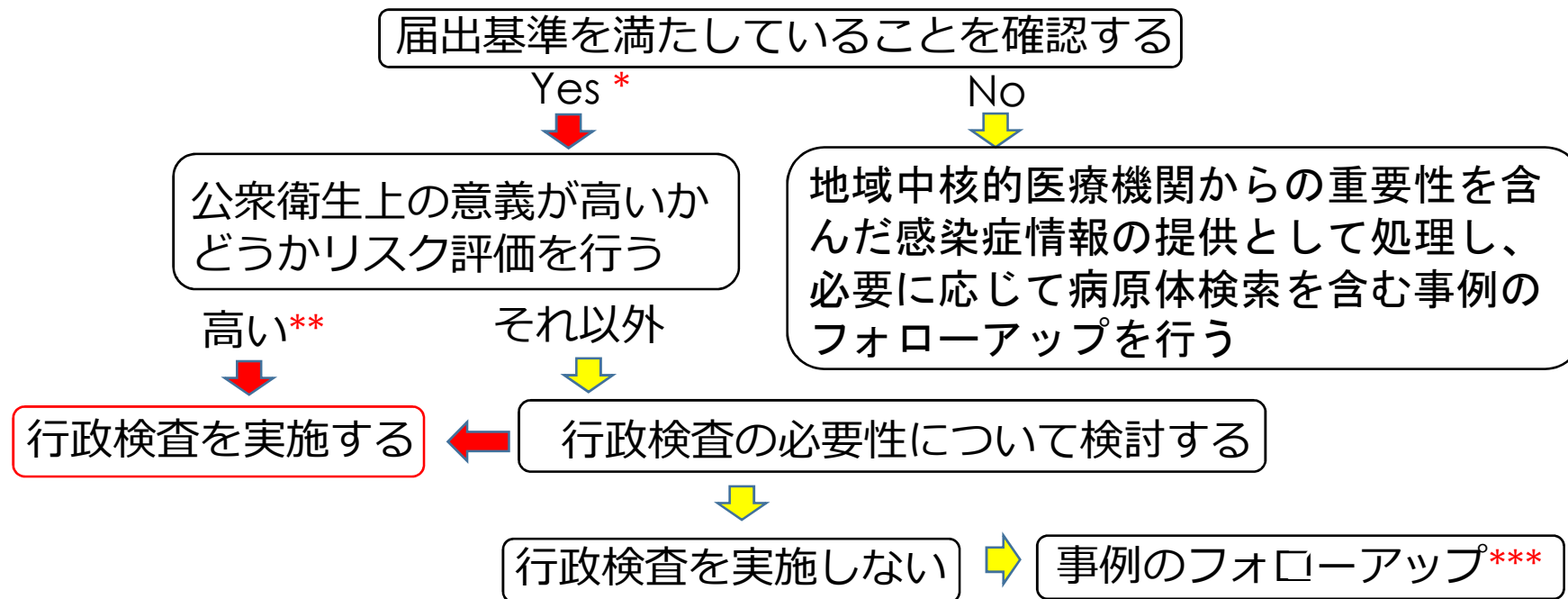


\*定義の補足説明③を参照。なお、公衆衛生上の意義が大きい可能性がある事例（例：患者の病状が急激に悪化、海外渡航歴あり、基礎疾患がない若年成人や小児）については、円滑な報告に向けて管轄保健所と協議を行う

\*\*特定の感染症と診断できた場合を指す

# ステップ2：保健所による確認作業、および自治体内での検討

保健所は、届出内容を確認し、必要時、臨床症状・検査所見・疫学情報等を追加収集する（疑似症サーベイランスチェックリスト 参照）



\*蓋然性の高い検査から順次実施中である場合、また、これらの検査の結果待ちの場合も、「直ちに」診断できないということで疑似症として報告される場合がある

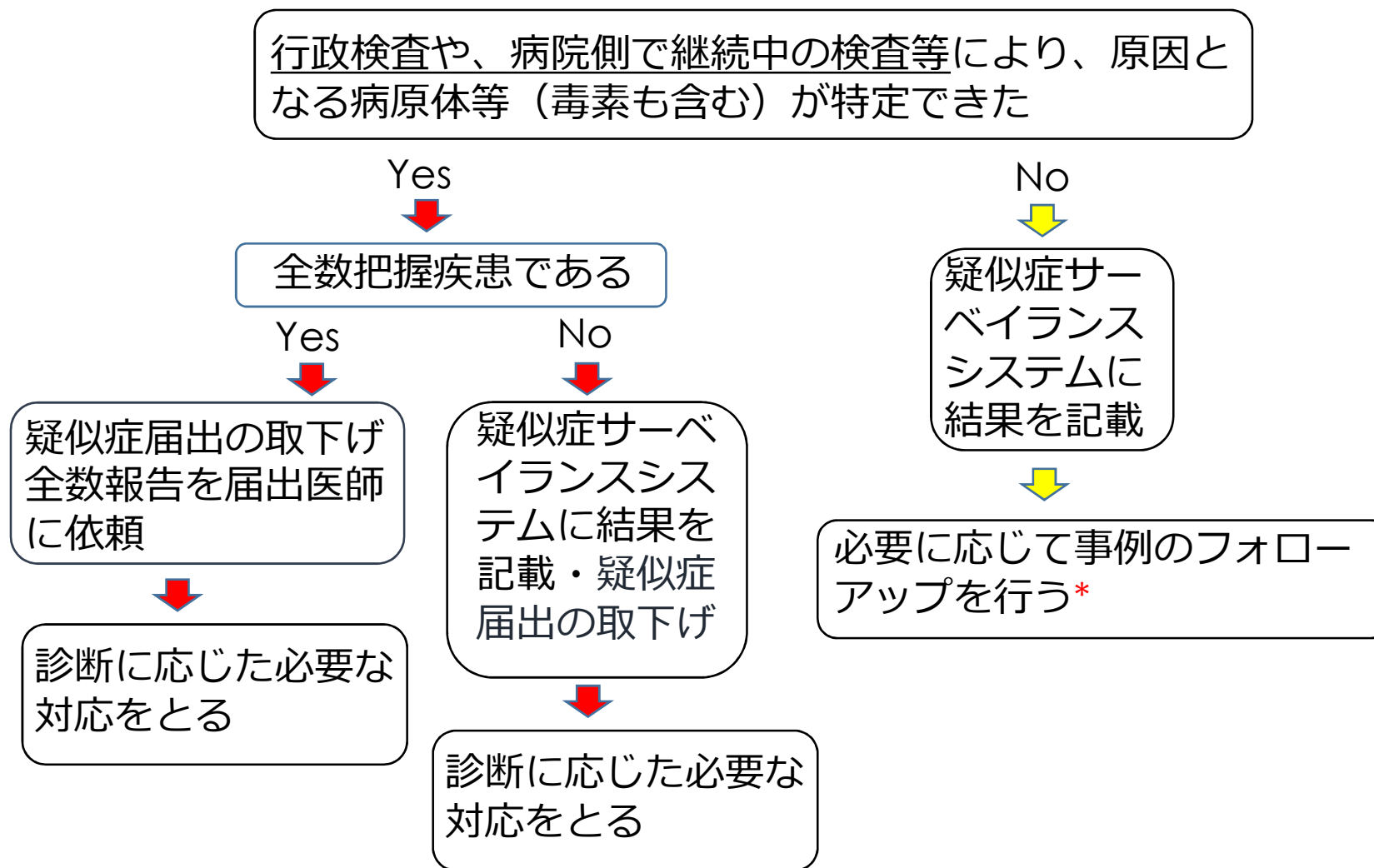
\*\*病状が急激に悪化する場合(初期治療へのレスポンスが悪い場合も含む)、海外渡航歴があるかどうか、基礎疾患がない若年成人や小児における発症、保健所が地域の医療機関に確認したところ集団発生の一部であることが判明した場合などが該当

\*\*\*当該症例の経過をフォローアップする（検査結果の入手等も含む）

## ステップ3：行政検査の実施

- 行政検査の検査項目については、届出医療機関の医師や、地域の感染症専門医などの助言も得ながら検討する。各自治体の衛生研究所等で実施可能な検査項目を整理しておく。
- 保健所は、庁担当部署と地方衛生研究所とも相談の上、国立感染症研究所病原体部に検査を依頼するかどうかについて検討する。

# ステップ4：検査結果のフォローアップ



\*疫学的関連のある集団において、追加の症例がでないかなど医療機関の協力のもとにフォローアップを行うなど、状況に合わせて実施する

# NESID上の運用について

「確認済み」ステータスへの移行：保健所が、届出事例が届出基準を満たしていることが確認できた段階で、地方感染症情報センターに連絡をし、地方感染症情報センターが「確認済み」ステータスへの移行を行う

「取下げ」処理作業：疑似症届出の定義を満たさないことが判明した段階で、保健所は地方感染症情報センターに連絡をした上で、「取下げ」の項にチェックを入れる

「追加情報の記載」：病原体検査結果や積極的疫学調査の結果等、必要な情報については、保健所が結果をシステムに記載する。「取下げ」作業を行った症例でも、記録目的で、追加情報の記載を行う（汎用サーベイランスに特有の機能）